

静医発第959号
令和6年9月3日

郡市医師会長 様

一般社団法人 静岡県医師会
会長 加陽直実

令和6年台風第10号に伴う被害にかかる災害復旧資金について

日頃、本会会務運営に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、日本医師会常任理事より添付のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へのご周知方についてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【独立行政法人福祉医療機構 ホームページ】

『災害復旧資金』等のお取扱いについて

<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>

https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/



日医発第962号（医経）
令和6年9月2日

静岡県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公印省略）

令和6年台風第10号に伴う被害にかかる
災害復旧資金について

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

令和6年台風第10号に伴う被害については、災害救助法の適用により、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の融資を利用できます。

つきましては、災害救助法の適用対象地域（適用対象地域は更新される場合があります）に所在されている被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

福祉医療機構では別添の通り災害復旧資金等の相談窓口が設置されております。また、最寄りの福祉医療機構代理貸付取扱金融機関でもご相談いただけます。

なお、福祉医療機構のホームページにおきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>

https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/

【別添資料】

- ・令和6年台風第10号に伴う被害にかかる災害復旧資金等の取り扱いについて（令和6年8月29日 独立行政法人福祉医療機構）

- ▼福祉貸付
- ▼医療貸付
- ▼経営サポート
- ▼WAM助成・こども未来応援基金
- ▼退職手当共済
- ▼心身障害者扶養保険
- ▼WAM NET
- ▼承継年金住宅融資等債権管理回収
- ▼年金担保・労災年金担保債権管理回収
- ▼旧厚生保護法一時金支払等
- ▼ハンセン病患者家族補償金支払等

WAM > 『災害復旧資金』のお取扱いについて > 令和6年台風第10号に伴う災害

『災害復旧資金』等のお取扱いについて

令和6年台風第10号に伴う災害

災害救助法適用日	対象地域	
令和6年8月27日	愛知県	蒲郡市
令和6年8月28日	宮城県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西部市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
令和6年8月29日	静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町
	愛知県	豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
	福岡県	久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡荊田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町
令和6年8月30日	神奈川県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
		平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町
令和6年8月31日	岐阜県	大垣市、揖斐郡池田町

- ▶ [福祉貸付事業における災害復旧資金等について](#)
- ▶ [医療貸付事業における災害復旧資金等について](#)
- ▶ [福祉医療貸付事業における返済等のご相談について](#)
- ▶ [退職手当共済制度の相談窓口について](#)
- ▶ [承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)
- ▶ [年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

※事業(業務)によって取扱期限が異なりますので、ご注意ください。

[ページのTOPに戻る](#)



独立行政法人福祉医療機構
〒410-0045 静岡県沼津市





令和6年8月29日

独立行政法人福祉医療機構

報道関係者 各位

令和6年台風第10号に伴う被害にかかる 災害復旧資金等の取り扱いについて

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、このたびの令和6年台風第10号に伴う被害を受けた地域のお客さまを対象とした災害復旧資金等の取り扱いを開始しました。

WAMは、地域の福祉医療基盤の整備、向上を目指す政策金融機関として、このたびの災害により被害を受けたお客さまのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

災害復旧資金等の内容、対象地域については、機構ホームページ
(<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>) に掲載しております。

記

<福祉貸付事業・医療貸付事業をご利用のお客さま> (災害復旧資金のご融資、返済猶予についてのご相談)

【ご融資のご相談】東京本部 福祉審査課 融資相談係
Tel03-3438-9298 Fax03-3438-0583
東京本部 医療審査課 融資相談係
Tel03-3438-9937 Fax03-3438-0583
大阪支店 福祉審査課 融資相談係
Tel06-6252-0216 Fax06-6252-0240
大阪支店 医療審査課 融資相談係
Tel06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【ご返済のご相談】顧客業務部 顧客業務課
Tel03-3438-9939 Fax03-3438-0248

<退職手当共済事業をご利用のお客さま> (退職手当金の請求及び各種届出についてのご相談)

【退職手当金の請求に関すること】
共済部 退職給付課 Tel0570-050-294 Fax03-3438-9261
【各種届出に関すること】
共済部 退職共済課 Tel0570-050-294 Fax03-3438-0584

<年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務をご利用のお客さま> (返済条件の緩和についてのご相談)

年金業務部 年金担保管理課 Tel03-3438-0224 Fax03-3438-9962

<承継年金住宅融資等債権管理回収業務をご利用のお客さま> (返済条件の緩和についてのご相談)

年金業務部 年金業務課 Tel03-3438-3878 Fax03-3438-3881

医療貸付事業

災害復旧資金等のお取扱いについて

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
福祉医療機構では、被災された施設の復旧を支援するため、さまざまな優遇措置を実施しております。

- 迅速性と事務負担の軽減の観点から、災害復旧資金の借入申込については通常の資金に比べて、提出書類を簡素化しております。
- 復旧をお急ぎのお客さまにおいては、災害復旧にかかる補助金が未定の場合でも、概算の工事費等により借入申込が可能です。詳細は当機構までお問い合わせください。

なお、下記の皆さまは、各ページをご覧ください。

- ※ [令和6年能登半島地震により被災された皆さま](#)
- ※ [令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災された皆さま](#)
- ※ [令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被災された皆さま](#)
- ※ [令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さま](#)
- ※ [平成28年熊本地震により被災された皆さま](#)
- ※ [東日本大震災により被災された皆さま](#)

■ 第1. 災害復旧資金について

■ 第2. 障災防除資金について

第1. 災害復旧資金について

■ 1. 災害復旧資金のご融資について

- ▶ (1) 対象となる方と貸付金の種類
- ▶ (2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
- ▶ (3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

■ 2. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

■ 3. 災害復旧資金のお取り扱い地域

1. 災害復旧資金のご融資について

■ (1) 対象となる方と貸付金の種類

① 対象となる方

- (イ) 施設等に直接被害を受けた方
- (ロ) 施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行する災害証明書が必要となります。

※現在の対象地域は「[3. 災害復旧資金のお取り扱い地域](#)」を参照してください。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(ロ)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

(2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通常
90%	70~80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、60%となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所（有床）	10億円	5億円
診療所（無床）	6億円	3億円
介護老人保健施設	14億4,000万円	7億2,000万円
介護医療院	24億円	12億円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所（有床・無床）	5,000万円	2,500万円
介護老人保健施設	1億円	5,000万円
介護医療院	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	-
診療所（有床・無床）	600万円	300万円
介護老人保健施設	2,000万円	1,000万円
介護医療院	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ) から (ハ) の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還（据置）期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	病院の 先進医療機器	最長10年6月 (最長1年)	10年 (6月)
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 (最長1年)	5年 (6月)

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ロ) 長期運転資金

		災害復旧資金	通常
償還期間		最長3年6月	3年
(うち据置期間)		(最長1年)	(6月)

(参考) 増改築資金（期間延長はありません）

		耐火構造	その他構造

償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。
 貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。
 ※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます。
 ※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。


⑥ 取扱期間


災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取扱いとなります。

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係


 Tel: 03-3438-9937

 Fax: 03-3438-0583

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

 Tel: 06-6252-0219


 Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

 Tel: 03-3438-9939

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域（災害発生日より近い日付順で掲載（過去1年間））

令和6年台風10号に伴う災害

※取扱期間は、令和7年2月28日までとなります。

令和6年7月25日からの大雷による災害

※取扱期間は、令和7年1月31日までとなります。

令和6年7月9日からの大雷災害

※取扱期間は、令和7年1月31日までとなります。

令和6年1月23日からの大雷等による災害

※取扱期間は、令和6年7月31日までとなります。

令和6年熊鷹半島地震による災害

※取扱期間は、令和6年7月31日までとなります。

令和5年台風第13号に伴う災害

※取扱期間は、令和6年3月31日までとなります。

令和5年台風第7号に伴う災害

※取扱期間は、令和6年2月29日までとなります。

■ 1. 貸付の対象及び資金使途	1. 貸付の対象及び資金使途
▶ (1) 貸付けの対象	1. 貸付の対象及び資金使途
▶ (2) 資金使途	1. 貸付の対象及び資金使途
■ 2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容	2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
▶ (1) 貸付限度額	2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
▶ (2) 償還（据置）期間	2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
▶ (3) 貸付利率	2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
■ 3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先	3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先
■ 4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先	4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先
■ 5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域	5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

活動火山対策特別措置法に基づき降灰防除地域に指定された市町村※に現に開設する医療関係施設等の開設者です。

(2) 資金使途

降灰による支障を防止し、又は、軽減するための設備（防じんのための窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備）に必要な増改築資金となります。

※現在の対象地域は「[5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域](#)」を参照してください。

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

1. 40床を超える病院

通常の貸付限度額に別枠6千万円 ※を加えた範囲内となります。

2. 上記1以外のもの

通常の貸付限度額に別枠4千万円 ※を加えた範囲内となります。

※通常の貸付限度額に加えて別枠を利用する借入申込については、降灰により施設運営に支障をきたしている事実についての都道府県知事の証明書が必要です。

(2) 償還（据置）期間

通常の貸付と同じです。

(参考) 増改築資金（期間延長はありません）

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)

(3) 貸付利率

通常の貸付と同じです。

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9937 Fax: 03-3438-0583

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係


Tel: 06-6252-0219 Fax: 06-6252-0240

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

ご返済に関するご相談を個別に承ります。ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

 Tel: 03-3438-9939

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰（平成23年）

活動火山対策特別措置法適用日	対象地域	
平成23年2月25日	宮崎県	都城市、日南市、小林市、三股町、高原町

[ページのTOPに戻る](#)